

北九州中央高等学園の専門学科（職業学科）開設について

1 北九州市立特別支援学校北九州中央高等学園の概要

- ◇ 所在地 北九州市戸畑区沢見一丁目3番47号
- ◇ 開校 平成19年4月
- ◇ 定員 120名（各学年40名×3学年）
- ◇ 生徒数 83名 ◇ 職員数 40名
- ◇ 沿革 平成24年～ 全国アビリンピック連続出場 博報賞受賞
令和2年 北九州市優れた教育実践校受賞

2 小倉北特別支援学校と北九州中央高等学園の整備の経過

- (1) 概要 2校を北九州市小倉北区下到津の東芝北九州工場跡地に建替え
- (2) 目的
 - ・児童生徒数の増加による過密化・狭隘化への対応（小倉北特支）
 - ・校舎等の老朽化への対応（2校）
 - ・職種の変化に対応した作業教室の整備と就労支援の充実（中央高等）
 - ・一般就労に関するノウハウ等の共有（2校）
- (3) 経過
 - 令和2年度 パブリックコメント、基本計画
 - 令和3年度 用地取得、基本設計
 - 令和4～5年度 実施設計
 - 令和5～7年度 造成工事、校舎等建築工事、グラウンド整備工事
 - 令和7年度 供用開始 [12月：小倉北特支 3月：中央高等]

3 専門学科（職業学科）検討の経過

- ・令和3年度 特別支援学校高等部教育課程検討会議
- ・令和4年度 職業学科 教育課程素案作成
- ・令和5年度 東京都立高等支援学校4校、福岡市立博多高等学園 視察
- ・令和6年度 時間割決定、コース及び専門教科指導計画検討

4 「普通科」から「職業学科」へ

- ・令和7年度の新築移転に伴い、「普通科」から「職業学科」へ変更し、より専門的で計画的・系統的・継続的なキャリア教育及び職業教育を充実させることにより、生徒の社会的自立、職業的自立を図る。
- ・障害者法定雇用率の引上げや2024年問題等の社会的背景を踏まえ、企業ニーズに応じた職業教育を積極的に取り入れ、コロナ禍以降低下している一般就労率の向上を目指す。

5 今後の方向性

- ・令和6年度入学者選考（令和7年度入学者）から職業学科による募集を開始する。
- ・産業経済局物流拠点推進室と連携し、物流コースのカリキュラムを作成する。

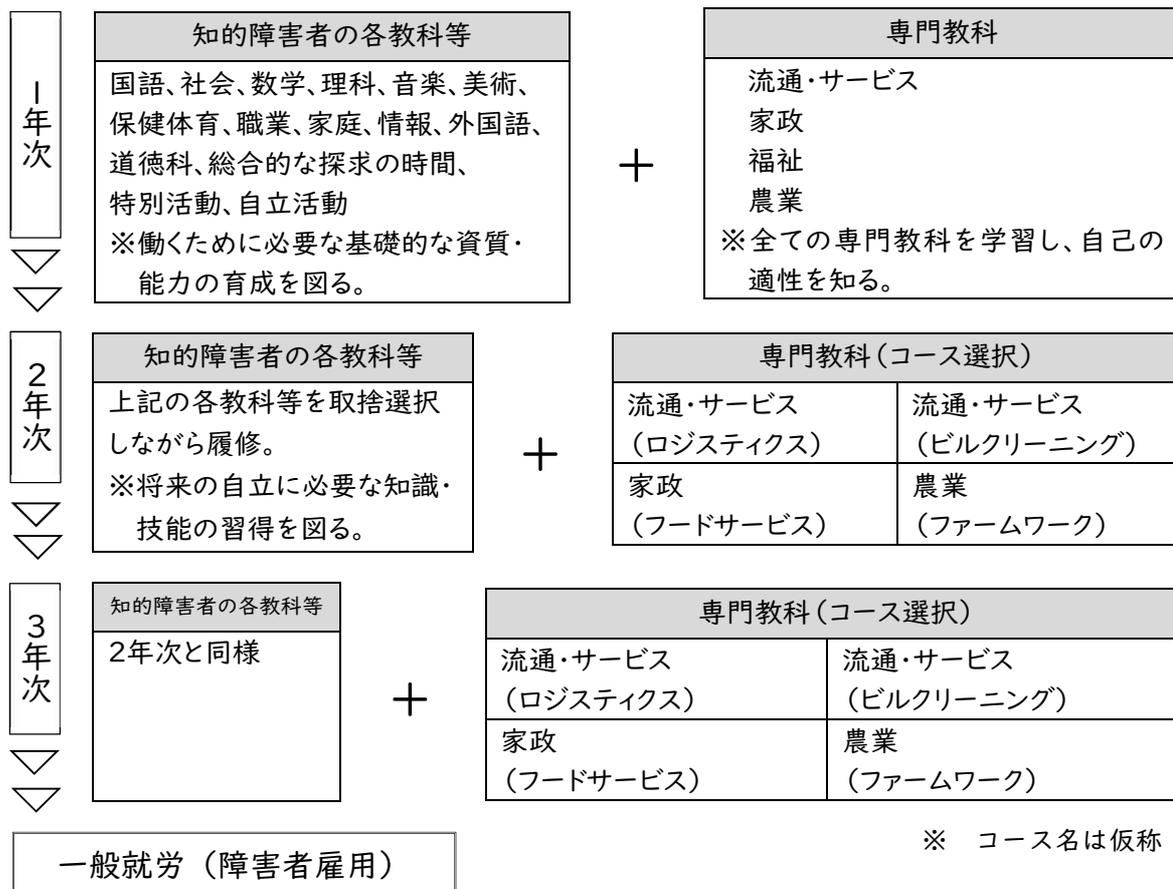
北九州中央高等学園の専門学科（職業学科）教育課程について

1 専門学科「職業学科」について

特色ある学科として、職業教育に重点を置いたカリキュラムを編成・実施することで、実際的な知識や技能に触れることが可能となるとともに、生徒が自己の職業適性や将来設計について考える機会となり、主体的な職業選択の能力や職業意識の育成が図られるなど、高い教育効果を有するものとなる。

学科	普通科	専門学科
専門教科	設定なし。	設定あり。 ※3年間で875時間以上の授業数を設定し、実施する。
作業学習 (コース)	・職業科を中心に各教科等の目標及び内容を合わせて実施。 ・働く上で必要となる基礎的な力の育成と勤労に関する全般的な知識及び技能の向上を目指す。	・専門教科の目標及び内容で実施。 ・働く上で必要となる基礎的な力の育成と職業に関する各分野の専門的な知識及び技能の向上を目指す。

2 専門学科「職業学科」の教育課程



3 法的根拠

○ 特別支援学校の高等部の定めることのできる学科（特別支援学校設置基準第3条）

第二章 学科

（学科の種類）

第3条 特別支援学校の高等部の学科は、次のとおりとする。

1 普通教育を主とする学科

2 専門教育を主とする学科

第4条 前条第1号に定める学科は、普通科とする。

2 前条第2号に定める学科は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる学科その他専門教育を施す学科として適正な規模及び内容があると認められるものとする。

(3) 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。第6条第2項及び別表において同じ。）である生徒に対する教育を行う学科

イ 農業に関する学科 ロ 工業に関する学科 ハ 商業に関する学科

ニ 家庭に関する学科 ホ 産業一般に関する学科

○ 特別支援学校高等部の教育課程（学校教育法第128条）

・ 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）である生徒に対する教育を行う特別支援学校

各教科に属する科目、総合的な探究の時間、特別活動並びに自立活動

・ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

各教科、道徳科、総合的な探究の時間、特別活動並びに自立活動

※ 各教科等総授業時数1,050単位時間、1単位時間は50分、年間35週行うことを標準とし、各教科等に充てる授業時数は適切に定める。

※ 専門学科においては、専門教科について全ての生徒に履修させる授業時数は、3年間で875単位時間を下らないものとする。

※ 各教科、道徳科、特別活動及び自立活動の内容の一部又は全部を合わせて指導を行う場合は、授業時数を適切に定める。

【参考】教育課程の定義（学習指導要領解説 総則編）

学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子供の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画。

○ 特別支援学校高等部の教科（学校教育法施行規則第128条）

・ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

※ 各学科に共通する各教科等

国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業及び家庭の各教科、道徳科、総合的な探究の時間、特別活動並びに自立活動については、特に示す場合を除き、全ての生徒に履修させる。

外国語及び情報については、必要に応じて設けることができる。

※ 主として専門学科において開設される各教科

家政、農業、工業、流通・サービス、福祉の各教科又は学校設定教科のうち専門教育に関するもの（専門教科）のうち、いずれか1以上履修させる。

専門教科の履修によって、各教科の履修と同様の成果が期待できる場合は、全ての生徒に履修させる各教科の履修に替えることができる。

北九州市立特別支援学校高等部学則の一部改正について

1 改正理由・目的

【学科の変更】

北九州市立特別支援学校北九州中央高等学園は、軽度の知的障害のある生徒を対象として、就労を通して自己実現と社会参加・自立を果たし、社会に貢献できる人材を育成するという理念の下、平成19年に本市で唯一の高等部単独の特別支援学校として設立された。

開校から16年が経過し、障害者雇用を取り巻く国の動向や企業ニーズが著しく変化し、また、コロナ禍以降一般就労率が低下している。

そのため、特色ある学科を設置し、地域及び産業界や労働等の業務を行う関係機関と連携を図り、就業体験活動の機会を積極的に設けるなどして、学習指導要領に示されるキャリア教育及び職業教育の充実を目指す。

については、令和7年度中の新築移転に伴い、現在の普通科を廃止し、専門学科（職業学科）を開設するため、北九州市立特別支援学校高等部学則の一部を改正するもの。

2 改正内容

北九州市立特別支援学校北九州中央高等学園の課程を「全日制普通課程」から「全日制専門課程」に変更する。

現行				
校名	入学者対象者	課程	修業年限	入学定員
北九州市立特別支援学校北九州中央高等学園	知的障害を主とする者	全日制普通課程	3年	教育長が別に定める。

改正後				
校名	入学者対象者	課程	修業年限	入学定員
北九州市立特別支援学校北九州中央高等学園	知的障害を主とする者	全日制専門課程	3年	教育長が別に定める。

※ 入学定員については、現行の普通課程と同様に40名を維持する。

3 施行期日

令和7年4月1日（令和6年8月1日公布）

4 経過措置

改正後の課程編成については、令和7年度の入学者から適用し、令和6年度以前の入学者については従前の課程編成によることとする。